

【公表】

整理番号	74
契約番号	4農振財契第1214号
件名	ク라운冷却装置の購入
入札方法	ビジネスチャンス・ナビ電子入札システムを使用した電子入札
納入場所	東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター内
概要	ク라운冷却装置 一式 (詳細は別紙仕様書のとおり)
納入期限	令和5年3月31日(金)
契約方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における令和3・4年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない)。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者であること。
格付	問わない
現場説明会	実施しない
開札予定日時	令和5年2月3日(金) 午前10時30分(ビジネスチャンス・ナビ上で実施)
希望申出期間	令和5年1月16日(月)午前10時から令和5年1月23日(月)午後4時まで
希望申出先	希望申請は、ビジネスチャンス・ナビ電子入札システムを通じてご提出ください。 下記「希望申出時の提出書類」を添付してください。
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「令和3・4年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「令和3・4年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとしします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとしします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター スマート農業推進室 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0572

仕 様 書

- 1 件 名 クラウン冷却装置の購入
- 2 納入場所 東京都立川市富士見町3丁目8番1号
公益財団法人 東京都農林水産振興財団
東京都農林総合研究センター 内
- 3 納入期限 令和5年3月31日(金)
- 4 品名・数量 クラウン冷却装置 一式
- 5 規 格
別添仕様詳細の通り
- 6 支払方法 納品検査完了後、請求書を受領した日から30日以内一括で支払う。
- 7 暴力団等排除に関する特約事項については、別で定めるところによる。
- 8 環境により良い自動車利用について
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。
 - (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- 9 東京都グリーン購入推進方針について
本契約の履行において物品等の調達にあたっては、別紙1の事項に配慮すること。
- 10 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について
 - (1) 本契約においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努める
 - (2) 契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、仕様書の内容に変更が生じる可能性が発生した場合、受託者からの申し出を踏まえ、受発注者間において、契約金額の変更、履行期限(納入期限)の延長のための協議を行う。
この場合、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき契約内容の変更を行うものとし、契約金額の変更については受発注者間での協議を踏まえ適切に

対応する。

11 その他

- (1) 設置予定地の整地を行うこと。
- (2) 撤去・組立て、設置、納品指導、運搬費用等は契約額に含めること。
- (3) 納品は、事前に担当職員に連絡した上で行うこと。
- (4) 納入作業可能時間は、平日の午前8時30分から午後4時30分までとする。
- (5) 作業前、作業中、作業完了後の写真を撮影し、提出すること。
- (6) 納入場所以外の試験ほ場又は施設に立ち入らないこと。
- (7) 作業中は、業務遂行にあたり適切な安全対策を行い、第三者災害に十分注意すること。
- (8) 作業機械等の置き場については発注者と事前打ち合わせのうえ決定する。
- (9) 受注者は、必要に応じ搬入及び搬出時の養生を行い、作業終了後にはその撤去を行うこと。
- (10) 受注者は、建造物等に損傷を与えた場合は、その責に任ずるものとし、自らの負担により、速やかに原状復旧すること。
- (11) 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。契約の解除及び契約満了後においても同様とする
- (12) 受注者は入札書類とは別に仕様詳細の各項目に準ずる内訳の明細を発注者へ提出すること
- (13) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、発注者と協議し決定する。

12 連絡先

〒190-0013 東京都立川市富士見町 3-8-1

公益財団法人東京都農林水産振興財団 東京都農林総合研究センター

スマート農業推進室 TEL 042-528-0572

東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。

その際、可能な限り、原材料の採取から製品やサービスの生産、流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。

そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

<原材料の採取段階での環境配慮>

- ① 原材料の採取において資源の持続可能な利用に配慮されているもの
- ② 原材料が違法に採種されたものではないもの
- ③ 原材料の採取が保護価値の高い生態系に影響を与えてないもの
- ④ 原材料の採取において環境汚染及び大量の温室効果ガスの排出を伴わないもの

<製造段階での環境配慮>

- ⑤ 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- ⑥ 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- ⑦ 再生しやすい材料を使用したもの

<使用段階での環境配慮>

- ⑧ 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- ⑨ 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- ⑩ 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

<廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- ⑪ 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- ⑫ 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- ⑬ 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

<その他の環境配慮>

- ⑭ 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの
- ⑮ 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス）の使用、排出が少ないもの

別添 1 仕様詳細

種類	作業項目	仕様	備考
1.クラウン冷却装置	基本仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・農総研内のイチゴ用温室のクラウン温度制御装置を改修するため、冷専チラー（三菱電機社 MCA-P75B相当 能力は以下を参照）を導入し、既設のユニットクーラー（ORION社 RKS400F-S）と交換すること。 ・ヒートポンプはハウス外の北西部に設置すること。 ・ヒートポンプは以下の能力以上を持つこととする <ol style="list-style-type: none"> 1. 空冷式 2. 冷却能力が6.7kW以上 3. 消費電力が2.7 kW（三相200V）以下 4. 使用範囲が外気温-15～43℃の範囲 5. 水出入口温度差が3～8℃の範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ・既設のユニットクーラーは取り外し後、発注者に引き渡すこと。
3.ポンプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプを既設の吐出量20L/min（100V）から30L/min程度（100V）に交換すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既設のポンプは取り外し後、発注者に引き渡すこと。
3.配管の整備		<ul style="list-style-type: none"> ・新設の冷専チラーとポンプを、既設の100Lタンクとポリエチレンチューブに接続し、冷水を循環できるようにすること。 ・接続後に起動テストを行い、問題なく動作することを確認すること。また、ヒートポンプ、ポンプ、タンク、ポリエチレンチューブ等の接続および冷水循環経路に水漏れがないことを確認すること。水漏れがあった場合は水漏れが無くなるように修正すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既設のクラウン温度制御装置は、100Lタンク、ポンプ、ポリエチレンチューブ（外径16mm）、チラーを塩ビ管により接続し、水をタンクから元のタンクへ循環させている。ポンプー栽培槽間は埋設、ポリエチレンチューブは培地上を往復させている。 ・既設の埋設部には水漏れがある可能性が高い。
4.その他注意事項		<ul style="list-style-type: none"> ・当仕様書に明記していない事項については別途協議を行うこととする。 	